

## 宇陀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年3月11日

宇陀市農業委員会

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

宇陀市は、総面積の約73%を森林が占めるため、中山間地域に点在する農地が多く、有害鳥獣の被害や高齢化等による農業従事者の減少により担い手が不足しており、更なる遊休農地の拡大が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化・及び新規参入においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、宇陀市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成30年 11月)	2, 725 ha	29. 9 ha	1. 10 %
3年後の目標 (平成33年 11月)	2, 695 ha	26. 9 ha	1. 00 %
目 標 (平成35年 11月)	2, 675 ha	24. 9 ha	0. 93 %

注1: 管内の農地面積は、農業委員会が保管する農地台帳からの集積値。

注2: 遊休農地面積は、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)の面積。

注3: 目標設定の考え方:

農地中間管理機構の活用を推進し、毎年1ha の遊休農地を解消する。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)を基本とし、適切な時期に実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果を踏まえ、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構(なら担い手・農地サポートセンター)への貸付けを行う。

③非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1)担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成30年 11月)	2, 725 ha	103 ha	3. 78 %
3年後の目標 (平成33年 11月)	2, 695 ha	118 ha	4. 38 %
目 標 (平成35年 11月)	2, 675 ha	128 ha	4. 79 %

注1:管内の農地面積は、農業委員会が保管する農地台帳からの集積値。

注2:集積面積は、担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積。

注3:目標設定の考え方:

農地の利用集積を図るため、農地の出し手の発掘と農地中間管理機構の活用を推進し、毎年5haを集積する。

(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、地域(1集落又は数集落)ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置づけ、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構との連携について

- 農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て奈良県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者 (新規参入者取得面積)
現 状 (平成30年11月)	5 人 ( 1.8 ha)
3年後の目標 (平成33年11月)	20 人 ( 2 ha)
目 標 (平成35年11月)	30 人 ( 2 ha)

注1: 目標設定の考え方: 単年度の新規参入者目標は年 5経営体の積み上げ。

注2: 取得面積は、各年の新規参入者が新たに権利取得する面積。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 奈良県、奈良県農業会議、農地中間管理機構(なら担い手・農地サポートセンター)と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。)を把握し、必要に応じて現地見学や相談を実施する。
- ② 企業参入の推進について
- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用した企業参入の推進を図る。
- ③ 農業委員会のフォローアップ活動について
- 農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入条件の整備を図り、その後のフォローアップに努める。